

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は戦後の経済成長とともに増加してきたが、昭和 34 年をピークに減少に転じ、近年ではその加速化が顕著になっており、今後も減少を続ければ令和 7 年には 7.5 万人を切ることが予測されるなど、少子高齢化とともに人口減少の抑制は喫緊の課題となっている。

本市の産業は、船舶修理業及びガラス製造業、建設業が中心となっており、また、本市に所在する事業所の大部分は中小企業であり、これら地元中小企業の経営を安定させ、大きく発展させていくことが、本市の地域経済の活性化につながっていくものと考えている。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー価格高騰等の経済状況の変化により、業況は低下傾向にあり、中小企業が所有している設備については老朽化が進んでおり、生産性の向上を阻害している状況である。さらには、人口減少や少子高齢化に伴う労働人口の減少等から、中小企業においては、安定的な経営や設備投資への対応の遅れ、人材不足や後継者不足、技術の伝承等に取り組めないなどの課題が生じているところである。

これら厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い先端設備等へと一新させ、労働生産性を向上させることで、これらの課題解決を図る。

(2) 目標

先端設備への投資を通じて労働生産性の向上を図り、本市固有のものづくり技術の伝承や地域経済の活性化を図るため、先端設備等導入計画を策定し、本市の認定を受けた中小企業数を令和 6 年度末において、10 件を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、船舶修理業及びガラス製造業並びに建設業の他、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業と多岐に渡っており、その多様な業種が本市の地域経済、雇用を支えているため、これらの産業において広く事業者の生産性向上を実現する必要があり、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、労働生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供され、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等の要件を満たすものとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）による生産性向上に資する取り組みを支援するため、市内全域において実施される先端設備等（中小企業等経営強化法第2条第14項に規定する先端設備等をいう。以下同じ。）の導入を対象とする。

(2) 対象業種・事業

中小企業者による幅広い取り組みを促すため、中小企業者による先端設備等の導入により実施する対象業種・事業については、特に指定しないものとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月11日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 雇用の安定に配慮し、人員削減を目的とした先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ② 健全な地域経済の発展に配慮し、公序良俗に反する取り組みや反社会的勢力との関係が認められる先端設備等導入計画については、認定の対象としない。
- ③ 市税に滞納のある中小企業者の先端設備等導入計画については、認定の対象としない。